

神奈川県剣道連盟 各支部長殿

令和4年2月7日
神奈川県剣道連盟

< 剣道（級・段・称号）審査関係について >

1. 剣道<級審査>に関して

全剣連 剣道級位審査規則 P 1

2. 剣道<段審査>に関して

全剣連 剣道段位審査規則(抜粋) P 2

神奈川県昇段審査会 学科問題・日程(初段～五段) P 4

受審理由書 (前段を他府県で取得した方) P 6

申し込み短冊 ①様式 (初段～五段) P 7

申し込み短冊 ②様式 (六段～八段・称号) P 8

四段・五段 特別推薦書 P10

申し込み連名簿 P11

3. 剣道<称号審査>に関して

全剣連 剣道称号審査規則(抜粋) P 12

称号 神奈川県審査会 受審要項 P 13

剣道錬士・教士審査会 受審申告書(県剣連会長宛) P 15

教士受審申請書(本人用) P 16

錬士受審申請書(本人用) P 17

錬士受審申請書(本人用) 特例錬士用 P 18

錬士候補推薦書 特例錬士用 P 19

全剣連提出書類
につき ページNo.
は未記入です

4. 審査関係金額(審査・登録料) P 20

5. 審査関係 各種書類発行・振込み先 P 22

以 上

剣道級位審査規則

全日本剣道連盟

級位審査規程(昭和51年4月1日)の全部を改正する。

(目的)

- 第 1 条 財団法人全日本剣道連盟(以下「全剣連」という。)は剣道の理念及び全剣連の寄付行為に基づき、級位の審査及び授与について定める。

(級位及び付与基準)

- 第 2 条 級位は、一級から三級までとする。ただし、全剣連の加盟団体(以下「加盟団体」という。)が、四級以下の級位を定めることを妨げない。

- ② 級位は、剣道称号・段位審査規則(平成12年4月1日施行)に規定する初段の基準に依拠するものとし、剣道の基本を修習し、技倆相当なる者に与えられる。

(加盟団体による審査等)

- 第 3 条 級位の審査及び授与は、全剣連会長が加盟団体に委任して行う。ただし、加盟団体が、当該加盟団体に登録する団体に委任することを妨げない。

- ② 前項の審査及び授与は、この規則によるほか、別に定めるところによる。

(受審資格)

- 第 4 条 級位を受審しようとする者は、加盟団体の登録会員でなければならない。

- ② 前項に規定するもののほか、級位を受審資格は、加盟団体の定めるところによる。

(審査方法等)

- 第 5 条 一級から三級までの審査は、別に定める実技について行う。

- ② 前項に規定するもののほか、級位審査の方法及び運営並びに級位の授与(証書の授与含む。)及び登録は、加盟団体の定めるところによる。

- ③ 級位の審査料及び登録料は、加盟団体の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

級位審査実施要領

剣道級位審査規則第5条第1項の「実技」は、次の各号で定めるところにより行うものとする。

1 一 級

剣道の基本並びに木刀による剣道基本技稽古法「基本1から9まで」

2 二 級

剣道の基本並びに木刀による剣道基本技稽古法「基本1から6まで」

3 三 級

剣道の基本並びに木刀による剣道基本技稽古法「基本1から4まで」

級・審査会での 『木刀による剣道基本技稽古法』の導入について

「3級以上の級審査」での『木刀による剣道基本技稽古法』は
平成22年4月から実施になりました。

「級・審査会」実施の際の『稽古法』について

- 1、 三級は、基本1～4まで。

二級は、基本1～6まで。

一級は、基本1～9までの全てを行わせてください。
- 2、 その際、初段審査を前にして、今まで同様「日本剣道形」も行わせるかどうかは、
支部の実情で決めて構いません。
- 3、 座礼は省略して、立礼から始め立礼で終了して構いません。
- 4、 何組で行うかは、会場の広さと受審者数の兼ね合いです。しかし、安全上、隣の人と
十分な間隔を確保する。また審査員や立会い係の目が行き届く範囲で
行うことなどに留意をしてください。
- 5、 実技審査合格者のみでなく、受審者全員に行わせて構いません。
- 6、 「元立ち」「掛かり手」を明確に指定して、間違える人が出ないように、配慮して
ください。
- 7、 指定された「元立ち」「掛かり手」どちらか片方を行わせ、終了させて構いません。
- 8、 「各基本技」が始まる前に、係員が大きな声でその内容を告げて、間違えた人による
危険性が生じないように、配慮をしてください。

例えば、
『基本1、1本打ちの技、「面」「小手」「胴」「突き』と告げてから始めさせる。
その告知内容は、『稽古法』解説書の5頁にある＜2、構成＞の内容が適切です。

- 9、 木刀は、多数の準備がされている支部は、それを貸し与えて結構ですが、子供や
初心者には「竹刀は日本刀」との観念を持たせるためにも、自分に合った木刀を
準備させるのがよいでしょう。

その他、不明点がありましたら、お問い合わせください。

- * 『稽古法』の写真付き解説書、及びDVDが全日本剣道連盟から出ています。
個人で直接、全剣連からインターネット購入が出来ます。
- * パソコンで、『木刀による剣道基本技』と打ち込み、【検索】をクリックすると、
YouTubeに収録されている動画が見れます。

「受審資格」

第16条 段位を受審しようとする者は、加盟団体の登録会員であって、次の各号の条件を満たさなければならない。

- 1 初段 一級受有者で、審査当日満13歳以上の者
- 2 二段 初段受有後1年以上修行した者
- 3 三段 二段受有後2年以上修行した者
- 4 四段 三段受有後3年以上修行した者
- 5 五段 四段受有後4年以上修行した者
- 6 六段 五段受有後5年以上修行した者
- 7 七段 六段受有後6年以上修行した者
- 8 八段 七段受有後10年以上修行し、
年齢46歳以上の者

①様式短冊

②様式短冊

- ② 次の各号のいずれかに該当し、加盟団体会長が特設の事由があるとして認めて許可した者は、前項の規程にかかわらず当該段位を受審することができる。

- 1 二段ないし五段の受審を希望し、次の年齢に達した者

受審段位	年齢
二 段	35歳
三 段	40歳
四 段	45歳
五 段	50歳

- 2 初段ないし五段の受審を希望し、次の修行年限を経て、
特に優秀と認められる： * 全剣連より各都道府県剣道連盟に
通知ある者

受審段位	修行年限
初 段	一級受有者
二 段	初段受有後3ヶ月
三 段	二段受有後1年
四 段	三段受有後2年
五 段	四段受有後3年

「段位の受審資格」

第14条 規則第16条第1項第1号の「一級受有者」とは、級位審査規程により一級に合格した者をいう。

- ② 規則第16条第2項第1号の「特設の事由」とは、当該段位相当の付与基準に達していると認められるにもかかわらず、国外に居住したなどの事情により、受審することができなかったような場合をいう。
- ③ 同号の受審者は、希望する段位を限定して受審するものとし、同時に複数の段位を受審することはできない。
- ④ 前項の審査は、受審した段位についてのみ合否を決定するものとする。
- ⑤ 規則第16条第2項第2号の「特に優秀と認められる者」とは、全国規模の大会および加盟団体が主催する大会等で抜群の成績を収め、かつ、技倆が当該段位に匹敵するに十分と認められる者をいう。
- ⑥ 規則第16条第2項第1号および第2号の受審は、当分の間1回限りとする。
- ⑦ 規則第16条第2項第3号に定める修業年限は、本人の有利となるように起算するものとする。

＜修行年数＞

次段を受審する場合、現段位受審地と異なった受審地で受審すると修行年数不足となる場合があります。確認してください。

用紙サイズ： A4 縦 297mm × 横 210mm

「1」 解答を記入した「答案1枚」を審査会当日持参する。

「2」 解答用紙は、原則として神奈川県剣道連盟のHPに掲載されている学科問題をダウンロードしたものとする。

用紙サイズは、A4とする。

「3」 答案用紙の上部（用紙の一番上）に 「受審段位」
「氏名」を記入し、その横に当日「受審者番号」を記入する。

「4」 黒鉛筆・黒ボールペンを使い自筆とする。
パソコンで作成又は、コピーした答案は無効とする。

「5」 実技審査合格者発表後に提出できない場合は「不合格」とする。

- ・合否の判定は「形審査終了後」に発表する。

[illegible]

- あなたが「剣道を始めた理由」を書きなさい。
- 「使ってはいけない竹刀」とは、どのような竹刀ですか説明しなさい。

- ・「三殺法」について説明しなさい。（二・三段共通問題）
- ・「切り返しの目的」を述べなさい。

- ・「三殺法」について説明しなさい。（二・三段共通問題）
- ・「基本打突や技の練習で注意をすること」を3項目以上書きなさい。

- ・「剣道が上達するための要件」を述べなさい。（四・五段共通）
- ・「懸待一致」について説明しなさい。

- ・「剣道が上達するための要件」を述べなさい。（四・五段共通）
- ・「四戒」について説明しなさい。

❌ 社会体育指導員認定者は 五段の学科試験は免除

答案提出時 **＜認定書のコピー＞** に**＜受験段位・受験番号＞**を記入して提出する。

令和4年度 前期 審査会

地 区	日 程	場 所
相模原	令和4年4月10日(日)	相模原市立北総合体育館
川 崎	令和4年4月17日(日)	高津スポーツセンター
横 浜	令和4年4月9日(土)	神奈川県立武道館
湘 南	令和4年5月5日(木・祝)	寒川町総合体育館
小田原	令和4年5月15日(日)	小田原スポーツ会館
横須賀	令和4年8月11日(木)	横須賀北体育館

四、五段	令和4年5月8日(日)	神奈川県立武道館
神奈川県 称号審査	令和4年9月3日(土)	神奈川県立武道館

令和4年度 後期 審査会

地 区	日 程	場 所
川 崎	令和4年10月16日(日)	麻生スポーツセンター
湘 南	令和4年11月6日(日)	寒川町総合体育館
相模原	令和4年11月6日(日)	相模原ギオンアリーナ
小田原	令和4年11月20日(日)	小田原スポーツ会館
横 浜	令和4年12月18日(日)	港北スポーツセンター
横須賀	令和5年2月11日(土)	横須賀北体育館

四、五段	令和4年11月20日(日)	未定
	令和5年2月12日(日)	
	神奈川県 称号審査	

理 由 書

(前段を隣県で取得した者のみ)

全日本剣道連盟から、「越境受審の禁止」について厳達がきております。
特に前段を隣県で取得している者の中に多くみられる為、全剣連では前段の隣県
取得者については厳しく調査され、これが越境受審で合格したとみなされた場合、
取消処分にされています。従って今回も合格者段位登録申請書が全剣連へ
到着次第、隣県関係にある者については、その理由について受審を受理した県へ
照会してまいります。その際すぐ回答できるよう、下記項目の(カッコ)内へ
該当事項を正確に記入しておいてください。

記

- 1 今回の受審日・受審番号 (平・令 年 月 日 番)
 - 2 氏 名 ()
 - 3 生年月日(昭・平 年 月 日)
 - 4 現住所 (〒)
 - 5 電話番号() 携帯番号 ()
 - 6 現勤務先(学生は学校名)の名称 ()
所在地(〒)
 - 7 同上電話番号 () (内線)
(不明の場合省略可)
 - 8 主たる剣道の活動場に於ける指導の先生、又は責任者名
()
- A** 前段取得時以降、住所又は勤務先、学校の変った者のみ記入する。
- 1 前段取得時の住所 (〒)
 - 2 前段取得時の勤務先、学校の名称 ()
所在地(〒)
 - 3 前段取得当時の住所から現住所へ移転した者 (昭・平・令 年 月頃転居)
 - 4 同じく勤務先、学校を転勤、転校した者 (昭・平・令 年 月頃移転)
 - 5 変更の理由
- B** 前段を他県で取得し、その後住所や勤務先、又は学校の変更も無く本県で受審した者のみ記入する。
- 1 本県での受審理由

様式①

男子用

●受審段位() 段)

●全剣連番号()

フリガナ

●氏名

改姓の人、旧姓を朱書

()

昭
平

年

月

日生

(満 才)

●住所及び電話番号

〒

市
郡

TEL

●職業又は学校名(学年)

●現級・段・取得年月日・場所

昭
平
令
(

年

月

日

(他県取得者は県名)

実技 合 ・ 否

形 合 ・ 否

学科 合 ・ 否

●確認責任者(事務局長)氏名

印

●申込支部

[]

受審番号

男子用

受審段位() 段)

氏

名

⑦

黒

マ

ジ

ツ

ク

又

は

墨

で

記

入

申込支部

[]

受審番号

女子用

受審段位(段)

氏

名

- ①初段～五段申込書(短冊)
女性;橙色
男性;緑色
- ②全剣連番号必ず記入してください。
全剣連HPにて検索できます。
- ③氏名に必ず**フリガナ**を記入
職業・学校名を必ず記入してください。
- ④現段位を他府県で取得された方
(1)免状のコピー
(2)理由書 で、確認
(1)(2)支部にて保管してください。
- ⑤外国で取得された方
(1)免状のコピー
(2)理由書
(3)剣道手帳のコピー
申込書(短冊)に添付して提出してください。
*全剣連に提出し全剣連国際部で確認
承認後全剣連番号が付与されます。
県連に全剣連番号通知あり次第支部へ
連絡いたします。
- ⑥現段級受領年月日の確認
免状等確認して正確な現段受領年月日を
記入してください。
- ⑦四、五段特別推薦書
受審前に県連に提出し、幹部会の承認を受ける
(様式添付)
- ⑧確認責任者(事務局長)は記入内容について
確認をお願いいたします。
**必ず、確認責任者名を記入し、押印漏れの無い
ようお願いいたします。**

「必ずご本人が楷書で記入してください」

右 氏名は太字の黒マジックで記入してください。
左 ボールペンで記入してください。鉛筆は不可です。

赤点線内は太字のマジック(黒)で
カッコいっぱいに大きく書くこと。

それ以外の箇所は
ボールペン(黒)で楷書で書くこと。

様式②

(高段者用申込書短冊)

朱書 **朱書**

称号・6～8段審査申込書

受験 (道 士)
(道 段)

全剣連番号 _____

フリガナ ()
氏 名 ()

注・現段、称号から改姓の人は旧姓を朱書
()

(大 昭 年 月 日生)
(満 才)

現在の称号・段位

受 領 年 月 日

称号 (士) (昭 平 年 月 日)
(段) (昭 平 年 月 日)

同上の登録申請手続をしてもらった県名

称 号 (都道府県から)

段 位 (都道府県から)

注・受験場所と間違えないように

確認責任者氏名、印

() 印

住 所

(〒)
(区市郡)
(町)
(番地)

電話 (- - 番)

職業 ()

申込支部 ()

①受審地記入
六、七段の申込時、受審地を必ず
朱書きしてください
例；東京、愛知、京都

②受審日記入
八段の申込時、受審日を必ず
朱書きしてください。
例；①×月×日
②×月×日

③全剣連番号必ず記入してください。
全剣連HPで検索できます。

④氏名に必ず**フリガナ**を記入して
ください。

④現段位を他府県で取得された方
(1) 免状のコピー
(2) 理由書 で、確認

(1) (2) 支部にて保管

⑤外国で取得された方
(1) 免状のコピー
(2) 理由書
(3) 剣道手帳のコピー
申込書(短冊)に添付して提出してください。
* 全剣連に提出し全剣連国際部で確認
承認後全剣連番号が付与されます。
県連に全剣連番号通知あり次第支部へ
連絡いたします。

⑤現段、称号受領年月日の確認
免状等確認して正確な現段、
称号受領年月日を記入。

⑥確認責任者(事務局長)は記入内容について
確認をお願いいたします。
必ず、確認責任者名を記入し、押印漏れの無い
ようお願いいたします。

**朱書きの箇所はボールペン(赤)で、
それ以外は、
ボールペン(黒)で楷書で書くこと。**

「必ずご本人が楷書で記入してください」

形・学科再受審

受審者は申込み時、
必ず仮合格証「（形又は学）再受験」
押印のものを
短冊に添付して申込みをしてください。

支部受付者は短冊、仮合格証を確認をし、
短冊に「（ ）再受験」の判を
左記の様に押印し
[形]又は[学]を記入してください。
その際、左側の全剣連番号等に判が
かからないよう注意をしてください。

男子用		男子用	
●受審段位()段)		受審段位()段)	
●全剣連番号()			
●氏名	氏		氏
改姓の人、旧姓を朱書 ()			名
昭和 年 月 日生			名
(満 才)			② 黒マジック又は墨で記入
●住所及び電話番号			
〒 市 郡			
TEL			
●職業又は学校名(学年)			
●現級・段・取得年月日・場所			
昭和 年 月 日			
(他県取得者は県名)			
実技 …… 合 ・ 否			
形 …… 合 ・ 否			
学科 …… 合 ・ 否			
●確認責任者(事務局長)氏名			
印			
●申込支部		申込支部	
()		()	
受審番号		受審番号	

受 験 番 号	番
年月日	年 月 日

再受験
段合格証
神奈川県剣道連盟
会長 小林 英雄



神奈川県剣道連盟
会長 小林英雄 殿

令和 年 月 日

支部

会長

印

下記の者は、当支部発展の為多大なる貢献をしておりますので、ここに特別推薦するものです。

< 四段・五段 審査会 特別推薦書 >

受審段位

段

氏 名	(男・女)		(全剣連番号:)
生年月日	昭・平 年 月 日 (才)	(職 業:)	
現住所	〒 電話: 携帯:		
前段取得	昭・平 年 月 日	取得場所:	
受審回数	回		
県・支部に対する貢献度			
推薦理由			

* 推薦人員は、四・五段を含めて(川崎支部:3名以内 横須賀支部:2名以内 他は:1名)

* 特別推薦に適格者を認められない場合は無理に推薦しない。

① 県・支部にどのような貢献をどれほどしたか。具体的に記入して下さい。

② ただ熱心によく稽古しているだけでは推薦の理由とならない。

○段 受審申込み連名簿

申込人数		2名		支部No.		支部		審査日		年令基準											
申込記載者氏名		姓(フリガナ)		名(フリガナ)		性別		学年/職業		生年月日		前段取得年月日		経過年数		取得場所		写形		学科	
No.	全剣番号	姓	名	姓(フリガナ)	名(フリガナ)	性別	学年/職業	生年月日	前段取得年月日	経過年数	取得場所	写形	学科								
1	12367	神奈川	太郎	カナガワ	タロウ	男	高1	H11.5.5	11.4												
2	12369	横浜	花子	ヨコハマ	ハナコ	女															
3																					
4																					
11																					
12																					
13																					
14																					
15																					
16																					
17																					
18																					
19																					
20																					

六、七段は
受審地を入力。

八段は1日目
OR2日目を○

必ず担当氏名を記入し捺印する！

データのコピー＆ペーストを
行った場合は、再計算をする！

審査日は必ず
入力する！

クリックすると20行
分が追加される

コンテンツの有効化を行う。(マクロを有効にする)

「支部名」、「性別」、「学年」、「写」、「形」、「学科」はプルダウンリストから選択する。

「申込人数」、「年令」、「経過年数」は自動計算される。

形・学科の再受験は該当の欄に再をプルダウンリストから入力する。

二段以上の受験者は、前段取得が県内・県外にかかわらず、前段取得年月日を入力し、取得場所につ
いては他県取得者のみその県名を入力する。

証明書の添付が有る者は「写」欄に有を入力する。

年月日はH27.11.1または2015/11/1の形式で入力する。

最終行の「姓」欄に入力すると、新しく20行分が追加される。

六、七段は
受審地を入力。
八段は1日目
OR2日目を○

必ず担当者氏名を記入し捺印する！

データのコピー＆ペーストを
行った場合は、再計算をする！

審査日は必ず
入力する！

クリックすると20行
分が追加される

コンテンツの有効化を行う。(マクロを有効にする)

「支部名」、「性別」、「学年」、「写」、「形」、「学科」はプルダウンリストから選択する。

「申込人数」、「年齢」、「経過年数」は自動計算される。

形・学科の再受験は該当の欄に再をプルダウンリストから入力する。

二段以上の受験者は、前段取得が県内・県外にかかわらず、前段取得年月日を入力し、取得場所については他県取得者のみその県名を入力する。
証明書の添付が有る者は「写」欄に有を入力する。

年月日はH27.11.1または2015/11/1の形式で入力する。

最終行の「姓」欄に入力すると、新しく20行分が追加される。

「審査員の責務」

- 第7条 審査員は、審査に当たり、いかなる称号、段位においても、常に厳正、適正、かつ公平であらねばならない。
- ② 審査員は、その任務の重要性を自覚し、審査の信用を傷つけ、また不名誉となる行為をしてはならない。

「審査員の責務」

- 第6条の2 審査は、規則第7条の責務を全うするため、その公正、公平を疑われるような、いかなる言動も慎まなければならない。
- ② 審査員は、何人を問わず審査に支障をおよぼすおそれがあると疑われるいかなる財産上の利益の供与、若しくは供応接待を受けてはならない。
- ③ 審査員は、審査に利害関係を有する者と審査に公正が疑われるような方法で見聞または交信してはならない。
- ④ 審査員は、いかなる審査会においてもみだりに他の審査場に入入りし、また他の審査員に対し特定の受審者を益しまた害するとき言動をしてはならない。
- ⑤ 審査員は、審査に際し、合格または不合格の意思を表明しなければならない。

第2章 称号の審査

「付与基準」

- 第8条 称号は、錬士、教士、および範士とし、それぞれの次の各号の基準に該当する者を与えられる。

「称号の付与基準」

- 第7条 規則第8条に定める付与基準は、剣道称号・段位審査実施要領(以下「実施要領」)を参考にする。

- 1 錬士は、剣理に錬達し、識見優良なる者
- 2 教士は、剣理に熟達し、識見優良なる者
- 3 範士は、剣理に通曉、成熟し、識見卓越、かつ人格特操高潔なる者

「受審資格」

様式短冊②に記入

- 第9条 称号を受審しようとする者は、加盟団体の登録会員であって、次の各号の条件を満たさなければならない。

「称号の受審資格」

- 第8条 規則第9条第1項第1号の「別に定める年限」は、当分の間1年とする。
- ② 同項第2号の「別に定める年限」は、当分の間2年とする。
- ③ 同条第2項に定める錬士の称号を受審することができる資格は、五段受有後10年以上を経過し、かつ、年齢60歳以上とする。

- 1 錬士 六段受有者で、六段受有後、別に定める年限を経過し、加盟団体の選考を経て、加盟団体会長より推薦された者。
- 2 教士 錬士七段受有者で、七段受有後、別に定める年限を経過し、加盟団体の選考を経て、加盟団体の会長より推薦された者。
- 3 範士 教士八段受有者で、八段受有後、8年以上経過し、加盟団体の選考を経て、加盟団体会長より推薦された者、ならびに全剣連会長が適格と認めた者。

- ② 五段受有者で、加盟団体の選考において、第8条第1号の基準に達していると認められ、特に加盟団体会長より推薦された者は、前項第1号の規程にかかわらず、錬士の称号を受審することができる。

平成13年04月01日改定
平成16年06月24日改定
平成17年12月15日改定
平成20年12月04日改定
平成23年12月01日改定
平成24年04月01日改定
平成26年12月01日改定
平成28年06月09日改定

神奈川県称号審査会(剣道 錬士・教士)申請資格 受審要項 (一部改定)

* 受審規程の実施期間は 令和4年9月～令和5年2月 までとする。

<剣道 錬士・教士 審査受審規程>

< 神奈川県剣道連盟 審査規程 >						<全剣連>
称号	受審資格	受審日以前〔2年間〕に県剣道連盟主催以上の講習会に参加し、 剣道手帳に規程回数数の受講印のある者 (錬士・教士 共通)				審査規程
		日本剣道形 講習会	審判法 講習会	指導法 (合同稽古会)	審判経験 指導歴	
錬士	六段取得後 1年 を経過した者	1 回以上	1 回以上	1 回以上	無し	論文提出
	<特例> 五段取得後 10年 を経過 年令 60才以上の者	1 回以上	1 回以上	1 回以上		
	六段 取得後 1年 を経過した者で、 全剣連 社会体育指導員資格(中、上級)認定者	< 免 除 >	1 回以上	1 回以上		論文提出 <免 除>
教士	錬士七段取得者で、七段取得後 2年 を経過した者	1 回以上	1 回以上	1 回以上	「指導歴」 受審申請書類に記入し 各支部会長の承認を受 ける	学科試験
	錬士七段取得者で、七段取得後 2年 を経過し、 全剣連 社会体育指導員資格認定者	社会体育 中級、上級 <免 除>	1 回以上	1 回以上		社会体育上級 <免 除>

<神奈川県称号審査会(剣道 錬士・教士) 審査項目・講習会>

区分	日本剣道形	審判法	講習会(座学)
錬士	(打太刀・仕太刀)両方を行う	(主審：1回)(副審：2回)を行う	全剣連審査に 向けての講習を 全員受講
教士	指定された何本目かを 解説しながら行う	(主審：1回)(副審：2回)を行う	社会体育(中・上級)認 定者 <免 除> 社会体育(上級) 認定者 <免 除>

神奈川県称号審査会（剣道 錬士・教士）要項（一部改定）

*** 受審規程の実施期間は 令和4年9月～令和5年2月 までとする。**

錬士号

受審資格

- ◎ 六段・七段受有者で 取得後 1年 を経過した者
受審日以前2年間に「県剣道連盟」主催以上の講習会に参加し ①～④ の条件を満たしていること
 - ① 日本剣道形 1回 以上 但し、社会体育指導員（中級・上級）認定者は <出席免除>
 - ② 審判法 1回 以上
 - ③ 指導法（合同稽古会） 1回 以上
 - ④ 審判経験 無し
- ◎ 五段受有者で、五段取得後 10年以上 経過し 年令 60才以上 の者
受審日以前2年間に「県剣道連盟」主催以上の講習会に参加し ①～④ の条件を満たしていること
- ◎ 六段・七段取得後 1年 を経過した者で、全剣連社会体育指導員資格（中級・上級）認定者は
全剣連の<小論文提出>が免除されます。 但し、②～④ の条件を満たしていること

神奈川県 審査会

- ① 審判実技 : 主審1回 ・ 副審2回 を行う。
- ② 日本剣道形 : 打太刀・仕太刀 両方 を行う。
- ③ 講習会（座学：全剣連の称号本審査に提出する「小論文」作成方法について（当日開催）
社会体育指導員資格（中級・上級）認定者を除く全員出席のこと

教士号

受審資格

- ◎ 錬士七段受有者で、七段取得後2年を経過した者
受審日以前2年間に「県剣道連盟」主催以上の講習会に参加し ①～④ の条件を満たしていること
 - ① 日本剣道形 1回 以上 但し、社会体育指導員（中級・上級）認定者は <出席免除>
 - ② 審判法 1回 以上
 - ③ 指導法（合同稽古会） 1回 以上
 - ④ 指導歴を提出 支部会長の承認が必要
- ◎ 錬士七段受有者で、七段取得後2年を経過し、全剣連社会体育指導員資格（上級）認定者は
全剣連の「学科試験」が免除されます。 但し、②～④ の条件を満たしていること

神奈川県 審査会

- ① 審判実技 : 主審1回 ・ 副審2回 を行う。
- ② 日本剣道形 : 形の何本目かを指定し、解説・実施させる。
- ③ 講習会（座学：全剣連の称号本審査に向けての 学科試験の取り組み方について（当日開催）
社会体育指導員資格（上級）認定者を除く全員出席のこと。

神奈川県剣道連盟 会長 殿

令和 年 月 日

受審者 印
(印)

剣道 錬士・教士 称号審査会 受審申告書

(錬士・教士 ○印を記入)

「剣道手帳」に捺印されている「講習会出席印」の コピー を添えて申告いたします

全剣連番号 :

生年月日 : 昭・平 年 月 日 (才)

現段位取得日 : 段 昭・平・令 年 月 日 登録 都道府県

錬士号取得日 : 昭・平・令 年 月 日 登録 都道府県

◎ 受審申し込み以前 2 年間 の講習会受講状況

剣道形 : 平・令 年 月 日 (主催) 平・令 年 月 日 (主催)
(1回以上) 平・令 年 月 日 (主催) 平・令 年 月 日 (主催)

審判法 : 平・令 年 月 日 (主催) 平・令 年 月 日 (主催)
(1回以上) 平・令 年 月 日 (主催) 平・令 年 月 日 (主催)

指導法 : 平・令 年 月 日 (主催) 平・令 年 月 日 (主催)
(1回以上) 平・令 年 月 日 (主催) 平・令 年 月 日 (主催)

◎ 指導状況(教士受審者のみ記入)

指導場所名称 : 対象 小・中・高生・一般 週 回 月 回

指導場所名称 : 対象 小・中・高生・一般 週 回 月 回

◎ 全剣連(社会体育指導員 中級以上) 認定証のコピーを添付して下さい

平・令 年 月 日 (認定)

平・令 年 月 日 (認定)

上記内容を承認します

支部剣道連盟会長

氏名

印

申請番号

全剣連称号・段位様式第 4 号
令和 年 月 日

*都道府県剣道連盟で記入する。

*申請番号は若年順に記入する。

1. 剣 道
2. 居合道
3. 杖 道

教士 受審申請書 (本人用)

※ 試験会場

*該当するものに○印をする。

※社会体育上級認定者（追認者除く）は
上記試験会場の記入は不要。

(申請都道府県剣道連盟) **神奈川県** 剣道連盟

今般、全日本剣道連盟称号・段級位審査規則[第11条第1項]に基づき、
道 教士を受審いたしたく下記申請いたします。

記

フリガナ

フリガナ

1 受審者氏名

フリガナ	
印	(旧姓)

(旧姓)

フリガナ

2 生年月日

年	月	日	生	年齢	満	歳
---	---	---	---	----	---	---

3 性別

男 ・ 女

4 取得称号・段位

取得 年 月

登録 県 名

称 号	錬 士	段 位	段
年 月		年 月	
登録県名		登録県名	

顔写真を貼っ
てから提出し
てください
(3 cm × 4 cm)

5 全剣連番号

6 住 所

7 電話番号

電話番号	携帯番号
------	------

8 職 業

現職		前職	
----	--	----	--

※出来るだけ具体的にお書きください。(無職の方は前職を記入)

9 全剣連社会体育
上級認定年月

平・令	年	月	認定
-----	---	---	----

※上級認定者のみ記入

[剣 歴]※居合道は居合道歴、杖道は杖道歴を記入する。

申請番号

--

全剣連称号・段位様式第 5 号

令和 年 月 日

*都道府県剣道連盟で記入する。

*申請番号は若年順に記入する。

1. 剣 道

2. 居合道

3. 杖 道

錬士 受審申請書 (本人用)

*該当するものに○印をする。

(申請都道府県剣道連盟) **神奈川県** 剣道連盟

今般、全日本剣道連盟称号・段級位審査規則[第11条第1項]に基づき、
道 錬士を受審いたしたく下記申請いたします。

記

フリガナ			フリガナ						
1 受審者氏名	印		(旧姓)						
2 生年月日	年 月 日 生 年齢 満 歳								
3 性 別	男 ・ 女								
4 取得称号・段位	<table><tr><td>段 位</td><td>段</td></tr><tr><td>取得 年 月</td><td>年 月</td></tr><tr><td>登録県名</td><td></td></tr></table>			段 位	段	取得 年 月	年 月	登録県名	
段 位	段								
取得 年 月	年 月								
登録県名									
5 全剣連番号									
6 住 所	〒								
7 電話番号		携帯番号							
8 職 業									
9 全剣連社会体育 中級認定年月	平・令 年 月 認定								

※認定者のみ記入。

特例錬士

1. 剣 道
2. 居合道
3. 杖 道

*該当するものに○印をする。

錬士 受審申請書 (本人用)

(申請都道府県剣道連盟)

剣道連盟

今般、全日本剣道連盟称号・段級位審査規則[第11条第2項(五段受有者)]に基づき、
道錬士を受審いたしたく下記申請いたします。

記

1 受審者氏名	フリガナ	フリガナ
	印 (旧姓)	
2 生年月日	年 月 日生	年齢満 歳
3 性別	男 ・ 女	
4 取得段位	段 位	五 段
取得年月	年 月	
登録県名	登録県名	
5 全剣連番号		
6 住所	〒	
7 電話番号	携帯番号	
8 職業		
9 賞罰の有無		
10 全剣連社会体育 中級認定年月 ※認定者のみ記入。	平・令 年 月 認定	

全日本剣道連盟
会長 張 富士夫 殿

特例 錬士

1. 剣 道
2. 居合道
3. 杖 道

*該当するものに○印をする。

神奈川県 剣道連盟

会 長 印

錬士候補者推薦書

今般、下記の者を全日本剣道連盟称号・段級位審査規則[第11条第2項（五段受有者）]に基づき錬士候補者として特に推薦いたしますので、審査願います。

フリガナ 氏 名 生年月日 本 籍	年 月 日 満 歳			全剣連番号	[職業]
				性 別 男 ・ 女	
現 住 所	〒				[連盟役員]
五段取得 年 月 日	年 月 日	五段取得 剣道連盟	[最終学歴]		
[職 歴]					
[剣 歴]					
[斯道への功績]					
[剣連認定講習会実績]					
[推薦の特別な理由]					

◎楷書・簡条書で正確にこの用紙内に記入してください。

審査関係 受審料

審査料

段位 称号	本人支出額	内 訳		支部交付金
		全 剣 連	県 剣 連	
初 段	5,000		3,500	1,500
二 段	6,000		4,500	1,500
三 段	7,000		5,500	1,500
四 段	12,000		9,000	3,000
五 段	14,000		11,000	3,000
六 段	16,000	6,000	7,000	3,000
七 段	18,000	7,000	8,000	3,000
八 段	21,000	8,000	9,000	4,000
錬 士	17,000	7,000	8,000	2,000
教 士	24,000	10,000	10,000	4,000
範 士				

注) 県称号審査会の審査料は(県剣連+支部)です。
合格された方は当日会場で全剣連審査料をお支払いください。

再受験料(前回の審査で学科・剣道形の不合格者)

初 段	3,000		1,500	1,500
二 段	4,000		2,500	1,500
三 段	5,000		3,500	1,500
四 段	8,000		5,000	3,000
五 段	9,000		6,000	3,000
六 段	・ 剣道六段～八段(実技合格・剣道形不合格)の方の再受審は、全剣連より本人へ直接連絡があります。			
七 段				
八 段	・ 居合道、杖道の再受審制度はありません。			
錬 士	・ 錬士、範士の再受審制度はありません。			
教 士				
範 士	・ 教士の学科試験で不合格となった科目の再受験については、全剣連より本人へ直接連絡があります。			

段位、称号 登録料

段位 称号		本人支出額	内 訳		支部交付金
			全 剣 連	県 連	
初 段	6 9 歳以下	7,300	2,300	3,500	1,500
	7 0 歳以上	3,650	1,150	1,750	750
二 段	6 9 歳以下	9,000	3,000	4,500	1,500
	7 0 歳以上	4,500	1,500	2,250	750
三 段	6 9 歳以下	11,000	4,500	5,000	1,500
	7 0 歳以上	5,500	2,250	2,500	750
四 段	6 9 歳以下	17,000	6,000	8,000	3,000
	7 0 歳以上	8,500	3,000	4,000	1,500
五 段	6 9 歳以下	23,000	9,000	11,000	3,000
	7 0 歳以上	11,500	4,500	5,500	1,500
六 段	6 9 歳以下	39,000	22,500	13,000	3,500
	7 0 歳以上	19,500	11,250	6,500	1,750
七 段	6 9 歳以下	59,000	37,500	17,500	4,000
	7 0 歳以上	29,500	18,750	8,750	2,000
八 段	6 9 歳以下	92,000	52,500	34,500	5,000
	7 0 歳以上	46,000	26,250	17,250	2,500
錬 士	6 9 歳以下	57,000	30,000	20,000	7,000
	7 0 歳以上	28,500	15,000	10,000	3,500
教 士	6 9 歳以下	72,000	45,000	20,000	7,000
	7 0 歳以上	36,000	22,500	10,000	3,500
範 士	6 9 歳以下	110,000	75,000	24,000	11,000
	7 0 歳以上	55,000	37,500	12,000	5,500

各種証書類の発行

免状再発行

(現会長：張 富士夫 名の免状)

(現会長 以前の会長名の免状)
免状用紙の在庫はありません
代わりに 取得証明書(A4用紙)
の発行となります。

段位称号
取得証明書

全剣連HP
「全剣連番号検索」より、必要事項
入力して申込みする場合
電話・FAXで申込みをする場合
＜全日本剣道連盟＞
TEL03-3234-6271
FAX03-3234-6007

神奈川県連
発行の
取得証明書

他府県へ移転されて昇段審査を
受ける際に、免状のコピーではなく
神奈川の会員であったことを証明
する書類の提出を求められる場合

審査関係 振込口座

＜振込法＞		ゆうちょ銀行より 振込む場合	ゆうちょ銀行以外の 他の金融機関から振込む場合
振込先	通帳記号	ゆうちょ銀行 10210	ゆうちょ銀行
預金種目	口座番号	――― 70318491	店番号：028 普通預金
口座名	カナガワケンケンドウレンメイ		

神奈川県剣道連盟

〒221-0835

横浜市神奈川区鶴屋町2丁目17番地1

相鉄・岩崎学園ビル 307号

電話：045-321-6175

FAX：045-321-6176

種類	金額 (本人支出)	内訳
支部経由の申請	2,750	全剣連
県外からの申請	2,750	2,750

所定の用紙に記入の上、県剣連にお申し込み下さい。
県剣連より支部にお届け、又はご本人に直送いたします。

全剣連手数料 + 宅急便 (着払い)
送付先によって送料が異なります。
全剣連HPご確認ください。

県剣連にお申込みください。
県剣連よりご本人に直送いたします。

神奈川県連
令和 年 月 日 号

神奈川県剣道連盟
会長 小林 英雄 殿

1. 剣道 剣道連盟
2. 居合道
3. 杖道 会長 印
* 該当するものに○印をする。

免状再交付願い

下記の者につき免状の再交付をお願いいたします。

フリガナ

1 氏 名

2 生 年 月 日 (大・昭・平) 年 月 日

3 称 号、段 位 取 得 年 月 日

() 称 号 士 (昭・平・令) 年 月 日

() 段 位 段 (昭・平・令) 年 月 日

(再発行希望するに方に○印を記入)

4 全剣連番号

--	--	--	--	--	--	--	--

(右詰めで記入)

5 住 所 〒

電 話 番 号

6 備 考